

2006年(平成18年)6月6日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

大阪弁護士会
会 長 小 寺 一 矢

出資法上限金利を 利息制限法の制限金利まで引き下げることを求める意見書

意見の趣旨

以下の3点について、法改正を行うよう強く求めるものである。

- 1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(以下、「出資法」という)5条の上限金利を、利息制限法1条の制限金利まで引き下げることを
- 2 貸金業の規制等に関する法律(以下、「貸金業規制法」という)43条(みなし弁済規定)を廃止することを
- 3 日賦貸金業、電話担保金融及び質屋に対する特例措置の撤廃を行うこととともに、保証料を徴求して、出資法及び利息制限法を潜脱することへの規制を行うこと

意見の理由

- 1 2007年1月を目途に行うとされている出資法の上限金利の見直しに向けて、本年中に法案が国会に上程される見通しとなっている。

多重債務問題は近年益々深刻化している。個人破産申立件数は2004年まで毎年20万人を超え、昨年でも約18万人余、過去5年間の累計は約100万人に上り、潜在的な破産予備軍も150万~200万人と言われている。さらに、2004年の経済苦や生活苦による自殺者が約8,000人にも達し、約3万人にも及ぶとされる路上生活者のその原因の大半が多重債務(返済不能による取り立ての回避)であったり、離婚・児童虐待等の背景にも多重債務問題があることが指摘され、大きな社会問題となっている。

- 2 多重債務者の増加は、貸金業者の利息制限法所定の制限金利を大きく上回る年利25ないし29.2%の高金利と、無人契約機や大量のテレビCMなどにより借金に対する抵抗感を失わせ、借り手の支払能力を精査せず行う過剰融資に原因していることは明らかであるが、より根本的には、わが国の金利規制がかかる高金利の横行を許す構造となっていることが大きな問題である。即ち、利息制限法により貸付の金額によって年利15ないし20%を制限利息とし、それを超える約定は超過部分を無効とし支払義務を否定しているものの、他方、出資法は年29.2%を超える利息の約定に刑事罰を定めている。その間の利息は「グレーゾーン金利」とされ、登録貸金業者には「任意の支払」など、一定の厳格な条件を満たす場合は例外的にグレーゾーン金利の取得を認めている(みなし弁済規定)。

みなし弁済規定は立法当初から高金利を助長すると批判されてきたが、最高裁判所(以下、最高裁という)は、本年1月13日、19日判決で、制限超過利息を支払わないと期限の利益

を失い一時に元金全額を支払わなければならないとの期限の利益喪失特約について、支払義務なき債務の支払を誤解によって事実上強制するものとして、原則的には任意の支払とは言えないとの画期的な判断を下した。最高裁がいうまでもなく、みなし弁済規定は義務なき支払を誤解に基づいて支払わせるもので消費者の基本的な権利を踏みにじるものとして、その廃止は急務である。

また、公定歩合年 0.10%、銀行の貸出約定平均金利年 2%以下という超低金利の現状において、利息制限法の制限金利でさえも高利といわざるを得ず、同法を超過する金利は市民の生活や中小企業を立ち行かなくするものとして容認できるものではない。出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること、多重債務問題解決のために不可欠と言わなければならない。

他方、近時、業界側などからも、法律関係を不安定にする等の理由から「グレーゾーン」を撤廃すべきとの主張が強く出されているが、その主張は出資法と制限金利を一致させるため利息制限法の制限金利を引き上げ又は廃止しようというものであり、グレーゾーン金利廃止の名の下に利息制限法の改悪が企図されることを強く警戒する必要がある。

- 3 法が、日賦貸金業者・電話担保金融・質屋について他の消費者信用取引と異なる扱いをしている根拠として、これまで問題視されるようなトラブルがなかったことや集金・担保物保管などにコストがかかることといった理由が挙げられている。しかし、コストがかかるといっても、他の貸金業者が市街地の見やすい場所に店舗を構えるコストと比べると、特例を認めるべき差ともいい難い。

また、日賦貸金業者については、過酷な取立が問題となって、高利徴求の隠れ蓑として脱法行為も横行し、最高裁の本年 1 月 24 日判決においてもみなし弁済の適用が否定されている等、特例金利を残すことはもはや許されない。電話担保金融、質屋についても、むしろ無担保業者より低金利であることが当然である。そして、電話加入権は実質的な財産価値を失っており、特例を認める実益はない。従って、これら例外措置は撤廃されるべきである。

さらに、保証料を徴求し、出資法及び利息制限法の潜脱行為をしている業者も増加しており、利息制限法の厳守のためには、その規制も必要である。

- 4 当会は、これまでに多くの決議や意見書等を通じて、多重債務問題解決のために活動してきたが、さらに、利息制限法が改悪されかねないことから、本年 4 月「出資法の上限金利引下げ実現本部」を設置し、利息制限法の厳守や多重債務問題対策に全力を傾けることとした。

そもそも、支払う必要のない利息制限法違反の貸し付けが横行するのはその違反に刑事罰が定められていないことにあるから、すべての利用者が利息制限法以内での借り入れができるようにするために、当会は、国会に対し、上記のような法改正をするよう強く求めるものである。

以上